町内会等の法人化の手引

（地縁による団体の認可）

令和３年 11 月

御前崎市総務部企画政策課協働推進室

目　次

１　認可地縁団体とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　認可地縁団体の利点等（メリット・デメリット）　・・・・・・・・・・・・・　１

３　認可の要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　認可手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　認可申請手続に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　認可について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

７　認可地縁団体の性質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

８　認可地縁団体に係る税金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

９－１　不動産登記について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

９－２　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例　・・・・・・・・・・　８

１０　認可告示後の地縁団体の手続等について　・・・・・・・・・・・・・・・・　９

１１　各種変更等の手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

１２　認可の取消と解散　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

１３　よくあるＱ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

１　認可地縁団体とは

地方自治法（以下「法」という。）第 260 条の２第１項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

これは、平成３年に法改正があり、それまで地域の住民によって任意に組織されていた自治会（以下「町内会」という。）が、**市長の認可を得ることで、不動産等の登記ができる法人として認められる**ようになりました。このように法人格を取得した自治会を認可地縁団体といいます。

よって、以下のような団体は対象となりませんので、御注意ください。

申請できない団体	具　体　例
・特定の目的の活動だけを行う団体	・スポーツや趣味の同好会 ・伝統芸能保存会 ・環境保全団体　…等
・住所以外に「年齢」「性別」などの加入要件がある団体	・高齢者クラブ ・青年会 ・婦人会　…等

※不動産又は不動産に関する権利等

・土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権

・「立木」の所有権及び抵当権

・登録を要する金融資産（国債・地方債及び社債）

・その他地域的な共同活動に資する資産であって登録を要する資産（除雪車などの車両等）

これまでは、不動産等を保有している又は保有する予定がある団体でなければ申請できませんでした。現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直され、令和３年 11 月 26 日から、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

２　認可地縁団体の利点等（メリット・デメリット）

（１）メリット

①　団体名義で不動産登記ができる

②　要件を満たせば、登記名義人の所在が判明しないような場合において、通常よりも簡易に不動産登記の手続きができる特例制度の対象となる。

③　規約に定める範囲で権利能力を持つことができる。

（２）デメリット

①　団体の規約を地方自治法第 260 条の２第３項に即した規約に変更する必要がある。

②　規約の変更 、解散やその際財産処分等について市長の認可が必要となる。

③　代表者の変更の際には、市長への届出が必要となり、事務的手続が認可前より多くなる。

④　法人格のある団体として、各種法令に即した責任ある運営行う必要がある。

3　認可の要件

次の１～４の４項目が認可の要件となります。(法第 260 条の２第２項各号)
なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項目	内容	要件
1	目的	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 ＜基本的な考え方＞ **広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的**とすることが、規約に明記されていることが必要です。**“住民相互の連絡”“環境の整備”“集会所の維持管理”などの具体的な活動内容も明らかにする**必要があります。 なお、“現にその活動を行っていると認められる”ためには、**前年度の活動報告書などを認可申請の際に添付**する必要があります。
2	区域	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ＜基本的な考え方＞ 「客観的に明らか」とは町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか河川や道路等で区域が画されているなど、容易に自治会等の範囲が分かる状態であることをいいます。飛地については、実質的に地域としてのまとまりがあるのであれば認可の対象となります。
3	構成員	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ＜基本的な考え方＞ **年齢・性別などを問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨を規約に定める**必要があります。 なお、“相当数”とは、一般的にはその区域の全住民(自治会に加入していない住民を含む)の**過半数**であれば良いと考えられます。
4	規約	規約を定めていること。 ＜基本的な考え方＞ 次に掲げる事項が定められていること。 ① 目的 ② 名称 ③ 区域 ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 構成員の資格に関する事項 ⑥ 代表者に関する事項 ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項

4　認可手続の流れ

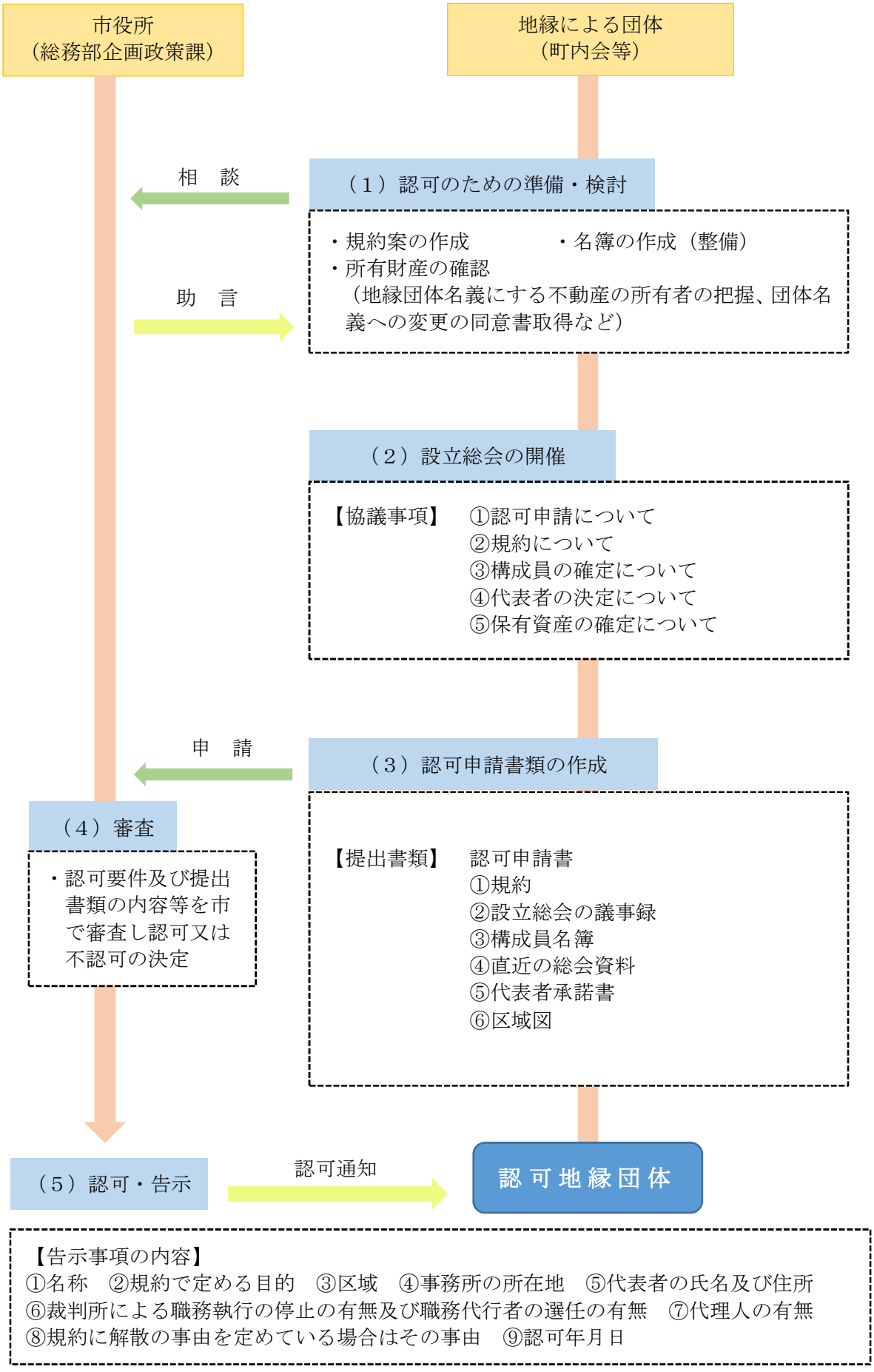
市役所
（総務部企画政策課）
地縁による団体
（町内会等）
相　談
助　言
（１）認可のための準備・検討
・規約案の作成
・名簿の作成（整備）
・所有財産の確認
（地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、団体名義への変更の同意書取得など）
（２）設立総会の開催
【協議事項】
①認可申請について
②規約について
③構成員の確定について
④代表者の決定について
⑤保有資産の確定について
申　請
（３）認可申請書類の作成
【提出書類】
認可申請書
①規約
②設立総会の議事録
③構成員名簿
④直近の総会資料
⑤代表者承諾書
⑥区域図
（４）審査
・認可要件及び提出書類の内容等を市で審査し認可又は不認可の決定
（５）認可・告示
認可通知
認可地縁団体
【告示事項の内容】
①名称　②規約で定める目的　③区域　④事務所の所在地　⑤代表者の氏名及び住所
⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無　⑦代理人の有無
⑧規約に解散の事由を定めている場合はその事由　⑨認可年月日

５　認可申請手続に必要な書類

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	認可申請書	・主たる事務所は住居表示、地番、家屋番号いずれの表示でも差し支えありません。 ・申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	P16	記載例
2	規約	・規約例などを参考に整備してください。 ・規約には次の事項を定めなければなりません。 ① 目的　⑤ 構成員の資格に関する事項 ② 名称　⑥ 代表者に関する事項 ③ 区域　⑦ 会議に関する事項 ④ 事務所の所在地　⑧ 資産に関する事項	P17	記載例
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	・許可を申請する旨を決定した議事録の写しで**議長及び議事録署名人の署名・押印が必要**です。 ・その他総会に諮られた事項について議決されたことが明記されている必要があります。 ・総会議事録例などを参考に作成してください。	P23	記載例
4	構成員の名簿	・**構成員全員の氏名及び住所が必要**です。 ・未成年者を「会員とする場合」には、未成年者の氏名も記載してください。 ・構成員名簿例などを参考に作成してください。 ※構成員は、自然人たる住民個人であり、企業や法人などは、構成員として数えることはできません。	P24	名簿例
5	前年度の活動報告書等	・事業報告書、決算書、予算書、事業計画書等、団体の具体的な活動内容が分かる必要があります。 ・原則１年程度の活動が必要です。	―	―
6	申請者が代表者であることを証する書類	・**申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写し**（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）と、**申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写し**（申請者本人の署名・押印のあるもの）が必要です。	P25	承諾書

６　認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て市長による認可、告示を行います。告示までの期間は、概ね 2 週間程度かかります。市長の告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。

ただし、不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。

また、告示される内容は以下のとおりです。

（１）名称
（２）規約に定める目的
（３）区域
（４）主たる事務所
（５）代表者の氏名及び住所
（６）裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
※職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所
（７）代理人の有無（代理人がある時は、その氏名及び住所）
（８）規約に解散の事由を定めたときは、その事由
（９）認可年月日

※告示された内容に変更が生じた場合は、速やかに企画政策課協働推進室まで告示事項の変更を届け出てください。届出がない場合は告示されないので第三者に対抗することができません。

7　認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、**権利能力**や**義務**を有することになりますが、従来の自治会・町内会活動等はまったく変わりません。したがって、**認可を受けた自治会・町内会と市との関係などについても基本的に変わりません。**

権利	**□団体名義での資産登記** ・不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。
	□団体名義での法律行為 ・団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義務	**□税関係の手続と納税義務** ・認可後には、**法人の設立に関する届出等**を財務事務所、市税務課に提出しなければなりません。 ・法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
	□告示事項の変更手続 ・代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は、**市へ届出**が必要となります。
	□規約の変更手続 ・団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、市の認可が必要となります。事前に企画政策課協働推進室へ相談の上、市長の認可を受けてください。
	□財産目録、構成員名簿の作成と備え置き ・財 産 目 録…認可を受けるとき及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。 ・構成員名簿…構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。なお、許可申請時以外は、**市への報告・提出は不要**です。
	□総会開催の義務 ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、通常総会を開いてください。

８　認可地縁団体に係る税金

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前通り適用されます。**認可地縁団体の場合は公益法人とみなされ、法人税等については収益事業のみ課税対象となります。**

なお、収益事業とは法人税法で定められた 34 の事業を継続的に行うことと定義されており、それ以外の事業は収益事業に該当しません。

（収益事業の範囲）

1	物品販売業	13	写真業	25	美容業
2	不動産販売業	14	席貸業	26	興行業
3	金銭貸付業	15	旅館業	27	遊戯所業
4	物品貸付業	16	料理店業及びその他の飲食店業	28	遊覧所業
5	不動産貸付業	17	周旋業	29	医療保険業
6	製造業	18	代理業	30	技芸教授業
7	通信業	19	仲立業	31	駐車場業
8	運送業	20	問屋業	32	信用保証業
9	倉庫業	21	鉱業	33	無体財産権提供業
10	請負業	22	土石採取業	34	労働者派遣業
11	印刷業	23	浴場業		
12	出版業	24	理容業		

収益事業を行わない法人については、多くの税で減免等の措置があります。ただし、法人設立に関する届け出は必要です。詳細については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

（認可地縁団体に係る税金）

税の種類		認可地縁団体		所管
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
国税	法人税	非課税	課税	掛川税務署 0537-22-5141
	登録免許税	課税	課税	静岡地方法務局 掛川支局 0537-22-5538
県税	法人県民税	均等割のみ課税 （減免措置あり）	均等割・法人税割 課税	浜松財務事務所 053-458-7123
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	減免措置あり	課税	磐田財務事務所 0538-37-2222
市税	法人市民税	減免あり	課税	総務部税務課 0537-85-1114
	固定資産税	減免あり	課税	

※　認可地縁団体は、税法上“みなし公益法人”とされます。

９－１　不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（静岡地方法務局掛川支局）での手続が必要となります。

不動産登記をする際に必要となる**「地縁団体台帳（認可地縁団体証明）」**と**「印鑑登録証明書」**は市役所で交付しておりますが、別途、法務局が定める必要書類等については、法務局に確認してください。

静岡地方法務局 掛川支局
〒436-0028
静岡県掛川市亀の甲２丁目 16－2
電話　0537-22-5538

９－２　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

（１）認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

平成 27 年４月１日に施行された地方自治法の一部改正により、**一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産**については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、一定の手続を経ることで、**認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができる**ようにすることができる特例制度が設けられました。

（２）申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る特例制度を利用する場合は、次の**４つの要件をすべて満たしている**必要があり、**これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出**が必要です。

※確認、申請などについては、企画政策課協働推進室へ御確認ください。

★不動産登記の特例制度の適用を受けるための４つの要件★

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

④ 当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと。

１０　認可告示後の地縁団体の手続等について

認可告示後の手続に以下のものがあります。

申請	手続内容	手数料	受付窓口
認可地縁団体証明書 （地縁団体台帳） の発行	不動産登記等をする際に必要となる証明書 ＜請求時の必要なもの＞ ・証明書交付請求書 ・団体の代表者印	300 円/通	企画政策課協働推進室
印鑑登録	代表者本人が手続を行ってください。 ＜請求時の必要なもの＞ ・認可地縁団体印鑑登録申請書 ・地縁団体として登録する印鑑 ・代表者個人の登録印（実印） ・代表者個人の印鑑登録証 （代表者の登録カード） ・代表者個人の本人確認書類 （運転免許証など） ＜印鑑登録できない印鑑＞ ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの ・印影の大きさが、１辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの ・１辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの ・印影を鮮明に表しにくいもの ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの	無料	
印鑑登録証明書	代表者本人が手続を行ってください。 ＜必要なもの＞ ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ・地縁団体として登録している印鑑 ・代表者個人の本人確認書類 （運転免許証など）	300 円/通	

１１　各種変更等の手続

認可地縁団体は、告示事項に変更があったとき、規約を変更する場合には、市長に申請や届出を行う必要があります。（法第 260 条の２第 11 項、法第 260 条の３）

（１）告示事項を変更する場合

名称、区域、事務所の所在、代表者の氏名及び住所等の告示事項に変更があった場合は、代表者が告示事項変更届書に変更があった旨を証する書類(総会の議事録等)を添えて、市長に届け出なければなりません。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	告示事項変更届出書	・代表者印は認可地縁団体印を御使用ください。 ・申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	P29	記載例
2	届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類	・議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。	P23	記載例

（２）規約を変更する場合

規約を変更する場合は、規約変更認可申請書に、規約の変更内容及び理由を記載した書類と規約変更を総会で決議したことを証する書類(総会の議事録等)を添えて、市長に提出し、認可を受けなければなりません。

	提出書類	注意事項等	参照	備考
1	規約変更認可申請書	・申請書を提出する年月日が申請年月日となります。	P31	記載例
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	・任意の様式で差支えありません。	―	―
3	規約変更を総会で決議したことを証する書類	・議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。	P23	記載例

１２　認可の取消と解散

１　認可の取消（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

次の事項に該当する場合は、以下のとおり認可が取消されます。

（1）「３　認可の要件」で示した以下の４つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき

①　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

②　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

③　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

④　規約を定めていること。

（2）不正な手段により認可を受けたとき

２　認可地縁団体の解散(地方自治法第 260 条の 20)

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続が必要です。

①　規約に定めた解散事由の発生

②　破産手続開始の決定

③　認可の取消し

④　総会の決議

⑤　構成員が欠けたこと

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続を進めることとなります。

１３　よくあるＱ＆Ａ

Ｑ１　飛地があっても認可の対象となりますか

Ａ１　地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。これは容易にその区域が認識できることを要することとされていて、河川、道路などにより明確であれば良いとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、地域としてまとまりがあれば認可の対象となります。

Ｑ２　同じ地区に二つの自治会等がある場合はそれぞれ認可されますか

Ａ２　区域としてのまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情に応じて判断していくこととなります。

Ｑ３　不動産を保有していなくても認可の対象となりますか

Ａ３　これまでは、不動産等を保有している又は保有する予定がある団体でなければ申請できませんでした。現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直され、令和３年 11 月 26 日から、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

Ｑ４　世帯単位を構成員としている団体は認可の対象とならないのですか

Ａ４　認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることとなっているため、世帯でとらえることはできません。

Ｑ５　未成年者を構成員から除外することは可能ですか

Ａ５　区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍などの条件は付せないこととされたおり、未成年者ということをもって構成員から除外することはできません。

なお、表決権の行使にあたっては民法の規定に従い法定代理人の同意を要することとなります。

Ｑ６　外国人であっても構成員となることは可能ですか

Ａ６　地縁による団体の構成員は自然人たる住民であり、外国人であっても住民であれば構成員として含まれます。

Ｑ７　法人を構成員とすることはできますか

Ａ７　地域社会における近隣関係の中心は、活動主体である人と人の繋がりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者にすぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Ｑ８　認可地縁団体には、地域の全ての住民が加入する必要があるのか

Ａ８　認可地縁団体は、一定の区域に住所を有する人の地縁による集まりですが、入会は強制ではありません。なお、認可地縁団体は、区域内に居住し、入会を希望する者を拒む、又は不当な入会金など拒む環境を作ることはできません、

Ｑ９　会員は個人となるが会費はどうするのですか

Ａ９　従来どおり、世帯単位で徴収する認可地縁団体が多いです。

Ｑ１０　会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのですか

Ａ１０　市へ名簿を提出していただくのは、認可申請時のみです。会員の変更時に市に届出いただく必要はありません。ただし、認可地縁団体は、会員の変更について、地方自治法により、記録する義務が課せられていますので、適切に処理してください。

様式集及び記載例

【認可申請時】

１　認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２　認可申請書（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
３　規約（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
４　総会議事録（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
５　構成員名簿（例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
６　承諾書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

【認可後】

１１　証明書交付請求書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
１２　証明書交付請求書（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
１３　告示事項変更届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
１４　告示事項変更届出書（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
１５　規約変更認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１６　規約変更認可申請書（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

【印鑑登録関係】

１７　認可地縁団体印鑑登録申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
１８　認可地縁団体印鑑登録申請書（記載例）　・・・・・・・・・・・・・・　３３
１９　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書　・・・・・・・・・・・・・・　３４
２０　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（記載例）　・・・・・・・・・　３５

年　　月　　日

御前崎市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第260条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

記載例

年　　月　　日

御前崎市長　○○　○○　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名　称　　○○町内会

所在地　　御前崎市　○○　□□番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　○○　○○

住　所　　御前崎市　○○　□□番地

認　可　申　請　書

地方自治法第260条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

＜議事録の写し＞

３　構成員の名簿

＜区域内の相当数を超える名簿＞

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

＜年間事業計画、決算内訳書、収支予算書＞

５　申請者が代表者であることを証する書類

＜承諾書＞

記載例

○○○町内会規約

第１章　総　則

（目的）

第１条　本会は、住民相互の協調により、地域的な共同活動を推進し、良好な地域社会の維持と一層の発展に資することを目的とする。

（名称）

第２条　本会は、○○○町内会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、御前崎市○○□□番地から□□□□番地までの区域とする。

（事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、○○公民館（御前崎市○○　□□番地）に置く。

（事業）

第５条　本会は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　住民相互の連絡及び情報の提供。

（２）　美化、清掃等、区域内の環境の整備。

（３）　道路、水路、水道等生活環境施設の新設改良の促進。

（４）　山林、集会所その他の財産及び施設の維持管理。

（５）　文化遺産の保存管理と伝統行事の継承。

（６）　行政関係機関、地域諸団体との連携強化。

（７）　住民の健康の増進と福祉の向上に関すること。

（８）　その他第１条の目的達成のために必要なこと。

第２章　会　員

（会員）

第６条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第７条　会員は、本会において別に定める会費を納入しなければならない。

２　会員は、特別の事情がある場合は、町内会委員会の審議を経て町内会費減免をすることができる。

（入会）

第８条　第３条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第９条　会員が次の各号の１つに該当するときは、退会したものとする。

（１）　第３条に定める区域に住所を有しなくなったとき。

（２）　本人から別に定める退会届が町内会長に提出されたとき。

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役　員

（役員の種類）

第 10 条　本会に次の役員を置く。ただし、班長は班ごとに１人置く。

（１）　町 内 会 長　　○人
（２）　副町内会長（会計兼任）　○人
（３）　町内会委員　　○人
（４）　特 別 委 員（前町内会長）　○人
（５）　班　　長　　○人
（６）　監　　事　　○人

２　町内会委員は、次の業務を担当する。

（１）　総務
（２）　建設
（３）　環境衛生
（４）　地域安全
（５）　自主防災
（６）　財産管理

３　監事は町内会長、副町内会長、各委員の業務を兼務しない。

（役員の選任）

第 11 条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　町内会長、副町内会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第 12 条　第 10 条第１項第１号から第５号の役員は、委員会を構成し町内会の運営上必要事項について審議する。

（１）　町内会長は、町内会を代表し町内会の業務を統括する。
（２）　副町内会長は、町内会長を補佐し、併せて会計業務を担当する。
（３）　町内会長に事故ある時又は町内会長が欠けたときは、副町内会長が町内会長の職務を代行する。
（４）　町内会委員及び特別委員は、町内会長の要請により審議及び業務参画する。
（５）　班長は町内会長を補佐し、班内の連絡にあたる。

２　監事は、本会の業務執行の状況、会計及び資産の状況について監査する。なお、報告するに当たり、必要と認めるときは総会の招集を請求することができる。

（役員の任期）

第 13 条　役員の任期は、次のとおりとする。

（１）　町 内 会 長　　○年
（２）　副町内会長（会計兼任）　○年
（３）　町内会委員　　○年
（４）　特 別 委 員（前町内会長）　○年
（５）　班　　長　　○年
（６）　監　　事　　○年

２　役員に欠員が生じた場合は速やかに補充する。
３　補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　総　会

（総会の種類）
第 14 条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種類とする。
（総会の構成）
第 15 条　総会は、会員をもって構成する。
（総会の機能）
第 16 条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を協議する。
（総会の開催）
第 17 条　通常総会は、毎年度決算終了後、２か月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の１つに該当するときに開催する。
（１）　会長が必要と認めたとき。
（２）　会員の５分の２以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
（３）　第 12 条第２項の規定により、監事から開催の請求があったとき。
（総会の招集）
第 18 条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の日の７日前までに文書をもって通知しなければならない。
（総会の議長）
第 19 条　総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第 20 条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。
（総会の議決）
第 21 条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（会員の表決権）
第 22 条　会員は、総会において各々１個の表決権を有する。
２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の１とする。
（１）　現金又は物品のうち、総会において別に定める額のものを処分すること。
（総会の書面表決等）
第 23 条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委託することができる。
２　前項の場合における第 20 条及び第 21 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第 24 条　総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所。

（２）会員の現在数及び出席者数。（書面表決及び表決委任者を含む。）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項。

（４）議事の経過の概要及びその結果。

（５）議事録署名人の選任に関する事項。

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第 25 条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の機能）

第 26 条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に附議すべき事項。

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項。

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（役員会の招集等）

第 27 条　役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

２　会長は、役員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認める場合にはこの限りではない。

（役員会の議長）

第 28 条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第 29 条　役員会には、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第 30 条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　別に定める財産目録記載の資産

（２）　会費

（３）　活動に伴う収入
（４）　資産から生ずる果実
（５）　その他の収入

（資産の管理）
第 31 条　本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
（資産の処分）
第 32 条　本会の資産で第 30 条第１号に掲げるもののうち、総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。
（経費の支弁）
第 33 条　本会の経費は、資産をもって支弁する。
（事業計画及び予算）
第 34 条　本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　年度開始後に、予算が総会において議決されていないときは、会長は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 35 条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し、監事の監査を受けて毎会計年度終了後、２か月以内に総会の承認を受けなければならない。
（会計年度）
第 36 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月 31 日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第 37 条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ御前崎市長の認可を受けなければ変更することができない。
（解散）
第 38 条　本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。なお、総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。
（残余財産の処分）
第 39 条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、地方公共団体、又は本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑　則

（備付帳簿及び書類）
第 40 条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。
（委任）
第 41 条　この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

附　則

1　この規約は、認可のあった日から施行する。

2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3　本会の設立初年度の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず認可のあった日から令和〇年３月 31 日までとする。

記載例

○○○町内会総会議事録

１　日　時　　年　　月　　日（　）　午前（後）　　時から
２　会　場　　○○○公民館　　御前崎市○○　□□番地
３　出席者　　会員○○○名のうち○○○名
　　（出席者のうち委任状による者○○名）
４　議　案
　第１号　地方自治法第 260 条の２の規定に基づき、○○○町内会を法人化するための認可申請を、御前崎市長に対しておこなうこと
　第２号　規約の制定について
　第３号　会員の確定について
　第４号　役員の選出について
　第５号　保有資産の確定について

　定刻に至り、町内会長が議長となり開会を宣言した。議長が、議事録署名人として次の会員２名を指名して議事に入った。

会員　○○　○○
会員　○○　○○

５　議　事
　議案第１号　異議なく承認された
　議案第２号　原案のとおり異議なく承認された。
　議案第３号　構成員名簿のとおり確定した。
　議案第４号　○○　○○を代表者として確定し、他の役員を役員名簿のとおり選出した。
　議案第５号　財産目録のとおり確定した。

以上をもって、本臨時総会の審議を終了したので、議長が閉会を宣言し散会とした。

この議事録が正確であることを証するため、署名捺印する。

　○○年○○月○○日

議　　長　○○　○○　　印
議事録署名人　△△　△△　　印
議事録署名人　□□　□□　　印

○○○町内会構成員名簿

世帯	氏名	住所	班	備考
1	○○　○○○ ○○　○○	御前崎市塩原新田□□-□	1	世帯人員 ２人
2	△△　△△ △△　△△ △△　△△△	御前崎市塩原新田□□□□-□	2	世帯人員 ３人
		※世帯ごとの構成員氏名を記載		

承　　諾　　書

私は、　　町内会の代表者となることを承諾いたします。

年　　月　　日

住　　所　　御前崎市

氏　　名　　㊞

年　　月　　日

御前崎市長　　様

住所
請求者
氏名　　㊞

証　明　書　交　付　請　求　書

地方自治法第 260 条の２第 12 項の規定により、下記団体の告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

名　　称	町内会
事務所の所在地	
請　求　件　数	件（１通を１件とする。）

記載例

年　　月　　日

御前崎市長　○○　○○　様

住所　　御前崎市○○　□□番地
請求者
氏名　　○○　○○　　㊞

証　明　書　交　付　請　求　書

地方自治法第 260 条の２第 12 項の規定により、下記団体の告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

名　　称	○○○　町内会
事務所の所在地	御前崎市○○　□□番地
請　求　件　数	１　件（１通を１件とする。）

年　　月　　日

御前崎市長　柳澤　重夫　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の２第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

記載例

年　　月　　日

御前崎市長　柳澤　重夫　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称　　○○○町内会

所在地　　御前崎市○○　□□番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　○○　○○

住　所　　御前崎市○○　□□番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の２第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所変更

（変更前）　○○　○○　　御前崎市○○　□□□番地

（変更後）　○○　○○　　御前崎市○○　□□番地

２　変更の年月日

○○年○○月○○日

３　変更の理由

役員改選による代表者の変更

年　　月　　日

御前崎市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

記載例

年　　月　　日

御前崎市長　○○　○○　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名　称　　○○○町内会

所在地　　御前崎市○○　□□番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　○○　○○

住　所　　御前崎市○○　□□番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第1号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

御前崎市長　氏　　名　様　　年　　月　　日

登録しようとする認可地縁団体印鑑		

認可地縁団体の名称		
認可地縁団体の事務所の所在地		
代表者等	登録資格	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	住　　所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□本　人　　住所

□代理人　　氏名

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続してください。(代理人の告示がされている団体において、代理人が申請する場合は、委任の旨を証する書面が必要です。)

2　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　代表者等の氏名の次には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

4　登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

5　登録されている個人の印鑑の証明書を添付してください。

記載例

様式第1号(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

御前崎市　○○　○○　様　　○○年○○月○○日

登録しようとする認可地縁団体印鑑			
	認可地縁団体の名称		○○○町内会
	認可地縁団体の事務所の所在地		御前崎市○○　□□番地
	代表者等	登録資格	代表者
		氏名	○○　○○
		生年月日	○○年○○月○○日
		住所	御前崎市○○　□□番地

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　☑ 本　人　　住所　御前崎市○○　□□番地

□代理人　　氏名

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続してください。(代理人の告示がされている団体において、代理人が申請する場合は、委任の旨を証する書面が必要です。)

2　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　代表者等の氏名の次には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

4　登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

5　登録されている個人の印鑑の証明書を添付してください。

様式第3号(第7条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

御前崎市長　　様　　年　月　日

登録されている認可地縁団体印鑑		
	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	代表者等 登録資格	
	代表者等 氏名	
	代表者等 生年月日	年　月　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□本　人　　住所

□代理人　　氏名

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続してください。(代理人の告示がされている団体において、代理人が申請する場合は、委任の旨を証する書面が必要です。)

2　登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

記載例

様式第3号(第7条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

御前崎市長　○○　○○　様　　○○年○○月○○日

登録されている認可地縁団体印鑑		
	認可地縁団体の名称	○○○町内会
	認可地縁団体の事務所の所在地	御前崎市○○　□□番地
	代表者等　登録資格	代表者
	代表者等　氏名	○○　○○
	代表者等　生年月日	○○年○○月○○日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿枚の交付を申請します。

申請者　☑ 本　人　　住所　御前崎市○○　□□番地

□代理人　　氏名

(注意事項)

1　この申請は本人が自ら手続してください。(代理人の告示がされている団体において、代理人が申請する場合は、委任の旨を証する書面が必要です。)

2　登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。